

食品表示について 学んでみませんか？

～団体向けに食品表示講習会を出張で実施します！～

京都府では、平成27年4月に食品表示法が施行され、また、平成29年9月1日には、原料原産地表示が義務化されました。経過措置期間※が終了するまでに、食品関連事業者等の皆さま向けに計画的、効率的に食品表示について講習会を開催し、適正な食品表示をしていただくことを目的としています。

食品関連事業者

食品の製造者、加工者、輸入者又は販売者は、食品表示法で規定されている食品表示基準に従って、適切に表示を行うことが義務づけられています。



※経過措置期間（旧基準での表示方法が認められる期間）
食品表示法：2015年4月1日～2020年3月31日
原料原産地表示：2017年9月1日～2022年3月31日

食品表示 どう変わるの？

平成27年4月1日、JAS法、食品衛生法及び健康増進法の3つの法律の食品表示に係る規定が一元化され、「**食品表示法**」が施行されました。

新しい食品表示制度では、アレルギー表示のルールが改善されたり、加工食品の栄養成分表示が義務化されたりしました。

また、新たな原料原産地表示では、国内で製造した加工食品の原材料の産地表示が義務化されました。

講座の 内容は？

京都府職員が講師となり、事例に応じて分かりやすく解説します。

事業者向け	
対象者	京都府（京都市を除く）のみに事務所・事業所を有する事業者で構成する団体・組合・直売所等 ※10名以上のグループ等でご参加いただける方
内容（例）	食品表示法の目的・概要、従来からの変更点、必要な表示について
所要時間	1時間程度（目安）
日時・場所	ご相談に応じます ※日程の都合が合わない場合、お受け致しかねる可能性があります。

－ 問い合わせ・申し込み先 －